

B型ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療費助成は



年1回更新が必要です。

核酸アナログ製剤治療では、肝炎治療受給者証の有効期間が1年間となっています。
治療を継続されている場合は更新の手続きを行きましょう。



◆更新申請に必要な書類◆

1. 申請書 (マイナンバー利用する場合は裏面に世帯全員の直筆の署名・マイナンバーを記載)
2. 肝炎治療受給者証の写し
3. 健康保険証の写し (世帯合算除外に必要な書類については、下記「◆助成の区分◆」のとおりです。)
4. 世帯全員の住民票謄本 (続柄記載分・3か月以内のもの)

＜マイナンバー利用しない場合＞

5. 市町村民税課税証明書 (世帯全員分) (世帯合算除外に必要な書類については、下記「◆助成の区分◆」のとおりです。)

＜マイナンバー利用する場合＞

5. 申請者本人のマイナンバーカード (顔写真付き)
通知カード (または 顔写真なし) + 身分証明書 (運転免許等顔写真が確認できるもの)

6. お薬手帳等治療内容が分かる資料の写し (ただし、診断書を提出する場合は不要)

※3年に1回※

7. 診断書または参考様式 (血液・画像検査 (エコー・CT・MRI等) 結果添付)

※参考様式は医療機関の肝炎医療コーディネーターに作成してもらう他、保健福祉事務所でも作成できます。

〈提出例〉

治療開始時	更新1年目	更新2年目	更新3年目	更新4年目	更新5年目
7. 診断書等	6. お薬手帳	6. お薬手帳	7. 診断書等	6. お薬手帳	6. お薬手帳

※3年に1回7.「診断書等」を提出する時以外の更新では、8.「お薬手帳等 (治療内容がわかる資料)」のみで可能です。

◆申請期間◆

受給者証の有効終期の **3か月前から更新申請可能です。**

また、有効期間が切れた後、**3か月以上経過すると、更新申請はできません。**

治療開始時と同様の手続きが再度必要になりますので、有効期間には十分ご注意ください。

◆助成の区分◆

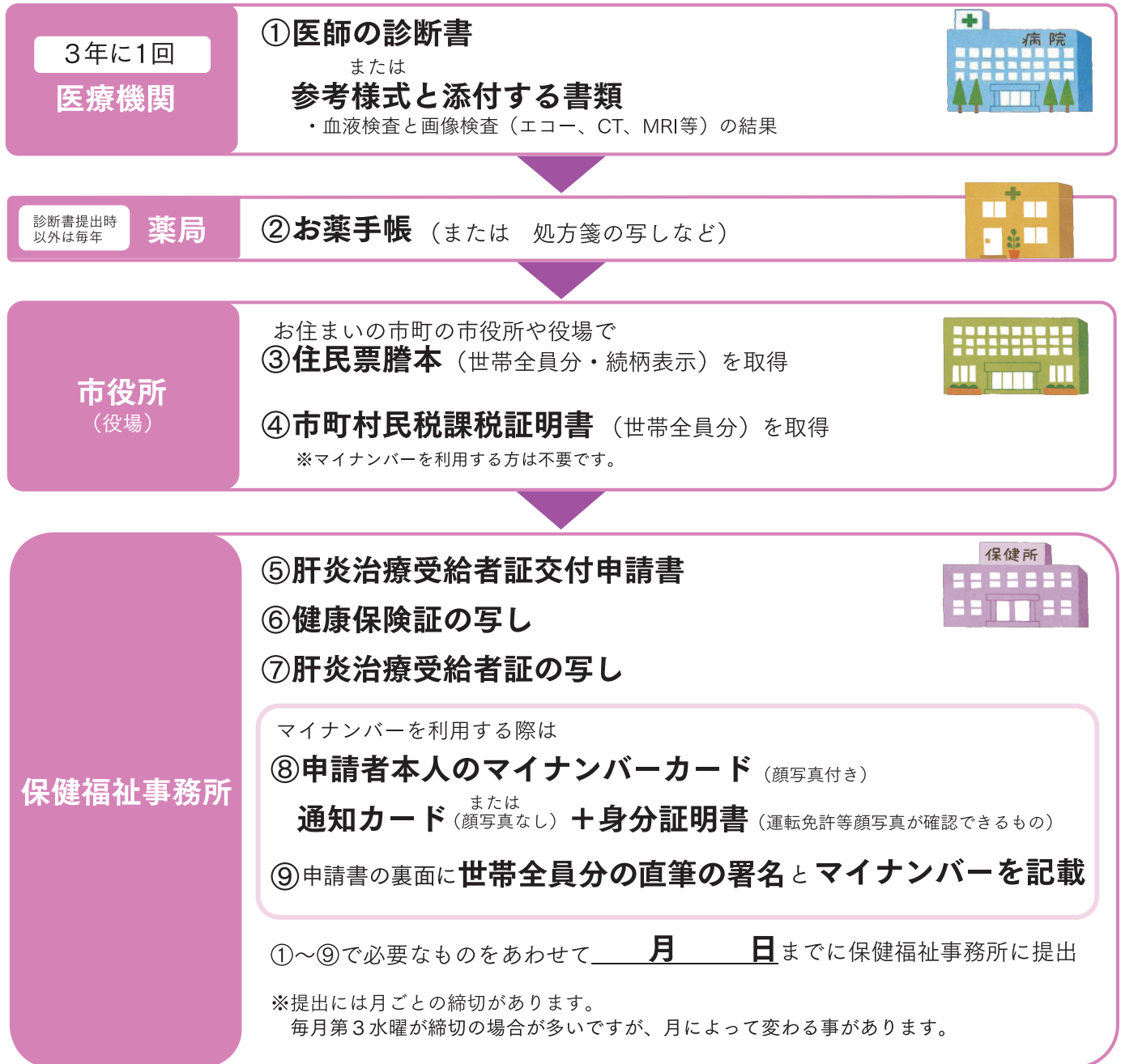
各種保険診療請求額から、下記の自己負担限度額を除いた額を国と県で助成します。
※助成の区分は毎年の課税額によって変わることがあります。

階層区分	世帯の市町村民税 (所得割) 課税年額	自己負担限度額 (月額)
甲	235,000円以上	20,000円
乙	235,000円未満	10,000円

〈世帯合算除外について〉

地方税法上・医療保険上、申請者及びその配偶者と扶養関係にない家族は、申請により課税年額の世帯合算から除外できます。申請には、本人、配偶者、合算除外したい家族の健康保険証の写しが必要です。また、課税についての証明書類が別に必要な場合があります。

◆核酸アナログ製剤治療受給者証更新の流れ◆



お住まいの地域	管轄の保健福祉事務所	電話番号
佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所	0952-30-1905
鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町	鳥栖保健福祉事務所	0942-83-3579
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所	0955-73-4186
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所	0955-23-2101
武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町	杵藤保健福祉事務所	0954-22-2104
佐賀県健康福祉部 健康福祉政策課 がん撲滅特別対策室		0952-25-7491

その他、
ご不明な点は
こちらまで